

平成 20 年度 第 3 回福祉のまちづくり推進審議会 会議録

■ 日 時：平成 20 年 10 月 23 日（木） 午前 10 時から 11 時 20 分まで

■ 場 所：府中市役所北庁舎 3 階 第 3 会議室

■ 出席者：（五十音順・敬称略）

<委 員>11 名

井口直樹、加藤良三、小嶋澄子、小松貞春、島中弘、下條輝雄、津田朱實、堤薫、林静枝、山村一生、和田光一

<事務局>

福祉保健部長（矢ヶ崎）、福祉保健部参事兼高齢者支援課長（鎌田）、地域福祉推課長（鳥羽）、地域福祉推進課長補佐（山崎）、地域福祉推進課社会福祉係長（倉光）、地域福祉推進課（堀）

株式会社生活構造研究所

■ 傍聴者： 1 名

■ 議 事 1 開会

2 議題

（1）会議録の確認について（資料 1、資料 3）

（2）福祉計画案のパブリックコメント手続の実施結果について（資料 2）

（3）その他

3 閉会

■ 資 料 資料 1 平成 20 年度第 2 回福祉のまちづくり推進審議会会議録

資料 2 福祉計画案のパブリックコメント手続の実施結果について

資料 3 紅葉丘文化センターバス停の点字ブロックに関する資料

■ 議事要旨

会 長：定刻ですので始めさせていただきます。事務局からお願いします。

事 務 局：では、改めまして、本日も皆様ご多忙のなか、お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまより平成 20 年度第 3 回府中市福祉のまちづくり推進審議会を開会いたします。本日の会議は、委員 15 名中、11 名の委員にご出席いただいておりますので、府中市福祉のまちづくり条例施行規則第 18 条の規定の定足数を満たしておりますので、有効に成立しております。なお、欠席の委員は、鷹野副会長、長島委員、上野委員、村越委員、以上の 4 名でございます。都合によりご欠席とご連絡をいただいております。それではお手元の次第に従いまして、進めさせていただきますのでよろしくをお願いします。

早速ですが、まず配布いたしました資料の確認をさせていただきます。まず資料 1 は、前回 7 月 17 日に開催いたしました今年度第 2 回目の福祉のまちづくり推進審議会の会議録でございます。続きまして、資料 2 は、府中市福祉計画案に対するパブリックコメント手続の実施結果についてです。それから本日配布いたしました資料

3としてA4の資料1枚があります。不足がありましたら事務局へお申し出ください。資料については以上ですがよろしいでしょうか。

また、本日の会議には視覚に障害のある方、聴覚に障害のある方がいらっしゃいますので、ご発言の際は挙手していただき、お名前をおっしゃってからお話いただけるようにお願いします。それでは2の議題の2については、会長に進めていただきますので、よろしくをお願いします。

議題

(1) 会議録の確認について

会 長：それでは、2の議題に進めさせていただきます。(1)の会議録の確認について、資料1の説明を事務局お願いします。

事 務 局：おはようございます。お手持ちの資料1、平成20年度第2回福祉のまちづくり推進審議会会議録につきましてご説明いたします。

まず会議録ですが、平成20年7月17日に開催されました平成20年度第2回福祉のまちづくり推進審議会の会議録でございます。過日、皆様にお送りさせていただき内容のご確認をいただき、いただいたご意見をもとに修正を加えたものです。なお、発言者のところは、委員、事務局と変えています。お手元の資料の6ページをご覧ください。配布させていただいた資料から直しています。下から9行目、8ページの計画期間の表の中の※は「何を言っているのか」、を「何を意味しているのか」に訂正しています。また同じページの下から3行目、「次世代育成支援行動計画の柱とあるので」とお送りさせていただきましたが、「柱となるので」に変えさせていただきます。

また、3ページのところ上段の8行目、「人見街道は都道であり、紅葉丘文化センターあたりの歩道がないところに敷設できないと聞いています」、その上の「ちゅうバスのバス停のところに点字ブロックを敷設できないか」というところにつきまして資料3によりご説明いたします。資料3は紅葉丘文化センターの周辺地図と写真です。東京都と市土木課が協議した結果、紅葉丘文化センターのところ、府中に向かうバス停ですが、点字ブロックを資料3の写真のとおり敷設する協議をされており、近々敷設する予定となっております。

会議録については、今日ご検討いただきまして、内容に問題がなければ、市政情報公開室、中央図書館、市ホームページに掲載して公開する予定となっております。

会 長：会議録について訂正がありましたが、確認すると同時に何かご意見等はございますでしょうか。

委 員：今の点字ブロックの件ですが、工事の時はバス停の手前50cmのところから始まり、最低1mは延長して敷設していただきたい。1mあればバス停にたどり着けるし、50cm空気があればうっかりぶつかることもないので要望したい。

事 務 局：今のご要望ですが、バス停の標識からだいたい50cm空けた形になっています。誘導用ブロックは30cm角で6枚並ぶ形になります。バス停の近くに点状の警告ブロック

が2枚、そこから線状の誘導用ブロックが4枚並ぶ形になります。

委員：ありがとうございます。

会長：この資料の写真のように、進行ブロックと停止のブロックが4対2で大丈夫ですか。

委員：停止ブロックにのったら停止するとわかればいいです。それで充分です。

委員：ブロックは、端の方の縁石のところにありますが、真ん中にないとわからないのではないですか。

委員：端を歩くのでいいのです。車道の真ん中にあったら危ないです。

会長：ここは車道も歩道の区別がないところですよ。ラインだけで区別している。こういうやり方はあまりよくないのですがね。

委員：少し高くなっていけばなおいいのですが。

会長：ここは傾斜がついていますね。側溝ですから。

事務局：補足説明しますと、都道ですので東京都が設置すべきものですが、ご存知のようにここは歩道もなく道幅も狭いということで設置することは難しい状況です。そのため市土木課と東京都で協議し、市がこのような形で設置することに協議が整っているようですので、近々設置されるだろうということです。

委員：東京都が行うのではなく、市が設置するのですね。

事務局：はい、市です。

会長：よろしいですか。他にありますか。

委員：点字ブロックですが、いぼ状と線状のがありますが、一般の人には違いがわかりにくいと思うので、違いがわかるように広報していただきたい。

会長：事務局いかがですか。

事務局：今の点字ブロックの意味についてのご指摘ですが、福祉まつりなどいろいろな機会をとらえて土木課と共同してご説明しているところです。広報の掲載についても、今後の検討課題ということで、土木課と話し合いながら説明について考えていきたいと思っております。

委員：雨の日はハイヒールがいぼのところにつまづいて滑って危ない。なんのためにこのようなものがあるのか知らない人もいると思うので、広報に一度出していただければありがたいです。

事務局：府中駅周辺や、京王線、JRの駅前には放置自転車の禁止区域になっています。10月21日号の広報にも、点字ブロックに自転車をおかないようにと放置自転車の特別キャンペーンの中で点字ブロックについては掲載しています。禁止の意味やマナーについても説明していきたいと考えております。

委員：わかりました。自転車にのる人のマナーですが、けやき通りは自転車と歩行者の専用道路として区別されていますが、無視している人もいて高齢者には危険です。

会長：前回もお話しましたが、自転車等に関しても道路交通法が変わり、できれば自転車専用道路を作るのがベターであるという形になっています。それについて前回、土木課長に確認したところは努力したいと話をされていたようです。でも確かに危ないので、道路が広ければ対策をお願いしたいと思っております。

委員：高齢者が安心して話をしていて、急に自転車がきて危ないというときもあるので、

自転車に乗る人にマナーを求めたいです。

会 長：事務局、対応をお願いします。

会議録については確認したとご了解を得られたとします。2つめの議題に進みます。

(2) 福祉計画案のパブリックコメント手続の実施結果について (資料2)

会 長：資料2に移ります。事務局、説明をお願いします。

事 務 局：資料2の福祉計画案のパブリックコメント手続の実施結果についてご説明申し上げます。パブリックコメントですが、過日お配りしました冊子「府中市福祉計画案」を地域福祉推進課事務局、各文化センター11館、市政情報センター、中央図書館で公開し、また市のホームページに掲載いたしまして、平成20年8月21日から同年9月19日までの30日間意見を求めたものでございます。

8名からご意見をいただきました。内容を分けると27件になります。提出の形はメールが4件、FAXが1件、郵送が1件、地域福祉推進課に設置しております意見受付箱に1件、直接持参が1件の計8名でした。資料はそれぞれの分野別に分けてまとめて番号を振っております。ページは福祉計画案の実際のページを示しております。その隣にいただいたご意見に対して市の考え方を掲載しております。

以下 資料説明

会 長：担当する地域福祉計画については10件ほど提案されているようだ。資料2の1~2ページにまとめているが、何かありますか。

委 員：2ページの地域包括支援センターに関する提案は、もっともなものだと思うのですが、市の方の答えがやや杓子定規のように感じられました。なぜ原案のような文章になったのか、そうせざるを得なかったのかもう少し丁寧な説明が必要ではないでしょうか。現実問題として高齢者の数が圧倒的に多いことからすると、地域包括支援センターは高齢者のケアを中心に運営せざるをえない。これを福祉について何でも相談できるセンターにできれば私も大変よいと思うのですが、実際には、全てのマンパワーをそこに集めてあらゆることに対応するというのは無理だろうと思えます。それぞれニーズに応じて役割の分担をしていくしかないように思われるのですが、そうした丁寧な説明が欠けている印象を受けました。

また、パブリックコメントの応募数が8人というのはいかにも少なく、せめて80人くらいの応募がほしかったように感じました。

事 務 局：地域包括支援センターのご意見に対する回答ですが、回答文が短いようです。地域包括支援センターそのものが府中市の場合、現在市役所の中に1か所あります。高齢者だけではなく福祉の総合相談を担っておりますので、回答は現状を入れたうえでここに書かれているのを最終のまとめとして加筆修正していきたいと思えますがよろしいでしょうか。

また、パブリックコメントのご意見が少ないということですが、市では計画を作るときは必ず30日間意見収集を行なうということで、他の計画に対してどのくらいご意見が寄せられているかということについて、ここ半年間の事例を申し上げます。

市民の方が関心の深い家庭ゴミの有料化の導入と収集方式変更については平成 19 年の 8 月～9 月にかけてパブリックコメントを行なったところ、120 名の方から 400 件以上寄せられました。コミュニティバスの運行の改善計画については、市民の方の関心が高いということで 63 名から 105 件のご意見が寄せられました。府中市の景観ガイドラインや文化振興計画、耐震改修計画、図書館のこども読書活動推進計画などには、1 桁から 10 件前後のご意見が寄せられたという状況でございます。この件数が多い少ないということについてはご意見がございますでしょうが、市が行なっているパブリックコメントでは、このくらいご意見が来ているということをご参考までに説明させていただきました。

会 長：ゴミやバスの関係など自分の生活に密着した、自分に関わりある問題については意見は出るのですが、総合的な具体的な数値目標のない計画についてはなかなかご意見が出てこないのが現実だと思います。ほかに何かございますか。

委 員：2 ページの防災・防犯のまちづくりについて、市の回答では「高齢者、障害者を把握することを最優先に考えます」とありますが、今はどういう状況ですか。

事 務 局：「高齢者、障害者を把握することを最優先に考えます」というところですが、来年度の予算でそういうものを提供するため予算化をしている状況です。対象者がどのくらいいるか人数の把握をするため、高齢者、障害者等のどの範ちゅうにするか対象の枠を決めて、何人くらいにアプローチして郵送するかといったことで予算をたてて、来年度で名簿等を作るための計画をたてております。

委 員：防災・防犯のまちづくりのところの意見は、地域で見守りをやっていない方が出されたように思います。女性の人権が守られていないということは知らないのですが、名簿の作成が目的ではなくて、地域で女性を含めた災害時の対策をとありますが、どういうことを言っておられるのか。私のところは敬老会をやるのに確認したところ、70 歳以上は 360 名います。名簿は確認している。ご夫婦が 80 組、家族も含めた単身者が 200 人です。そういう方について男女含めて災害時関係についてアンケートをとる予定にしています。男女一緒に考えていかなければいけないのに「女性・・・」ということはどういうことで質問したのかわかりません。

会 長：世間で言う「母子」及び「寡婦」の方なのか、事務局はどう考えていますか。

事 務 局：「女性」のどういうことかということについてですが、ご指摘のように範囲は広い。その中には避難所での集団の中でのプライバシーの問題、会長のおっしゃった母子家庭や寡婦の方への配慮も含めてとも考えております。最終的に目指すものはご意見のようなことかとも思いますが、市としては高齢者や障害者の把握を最優先に考えておりますので、このような回答となっております。

会 長：よろしいでしょうか。ほかにありますか。

委 員：1 ページにある市民後見人についてですが、冊子の 55 ページ「⑤市民後見人の養成」とあります。これはボランティアを募集し、養成して監督するところが必要だと思うのですが、社会福祉協議会が指導するのでしょうか。認知症が増えてくるので後見人は必要になると思います。後見人も問題を起こしているので監視することも必要です。

事務局：市では権利擁護センターふちゅうを、市が社会福祉協議会に委託して平成 18 年 10 月から行っている。今後は事業の一環として市民後見人の養成も行なっていくことになると思います。

委員：市民後見人は家裁から選任されて後見人になり、その後は後見監督人の指導や監督を受けます。今までは後見人は専門職がほとんどでした。市民後見人は、おそらく世田谷区で初めて行っている制度で、あまり例がない。そういうことで、限定された活動先となろうかと思しますので、施設入所者ですとか、あるいは複数後見ということで弁護士などと複数で後見に関わっていくというようなことが現実問題として可能かなと考えております。

後見人はまだまだ非常に少ないので、将来に向けて今から育てていかないといけない。高齢化率が上昇するなかで認知症の方も増えていきますからその準備をしているのが非常に重要だと思います。

会長：どういう市民のイメージですか。ボランティアですよ。

委員：ドイツで始まった制度です。ボランティアとして日本でも導入されました。東京都が先駆的に「社会貢献型後見人」として始めて、それが「市民後見人」となっています。考え方はボランティアですが、実費はいただくようです。

会長：世田谷方式ですと、弁護士がいて、その他に市民の方が何人かいてよろず相談を受けているが、最終的には弁護士が判断するというスタイルをとっているようです。権利擁護センターふちゅうは具体的に作ってできるかと思えます。

委員：具体化はいつですか。

事務局：東京都の方でも毎年研修を行っており、府中市民も受講され終了された方はいらっしゃいますが、生活のこともあり活動には結びついていないのが現実です。講習を受けただけでできるというものではなくて、その後権利擁護センターで地域福祉権利擁護等の支援員のような形で、いろいろ経験をつんでいくことが必要ではないかと思えます。また、社会福祉協議会との良好な関係も必要です。都の研修を受けただけで、実際に活動に結びつかない方もあるものですから、市では、地域福祉権利擁護事業に関わっている支援員に、スキルアップを図っていただいて個々に後見人になっていただきたいという希望もあり、1 年に数名づつできる方を養成していきたいと考えています。

委員：福祉計画の計画期間は 6 年ですが他の自治体でも同じ時期に立てるのですか。市では、他の福祉に関する計画も、21 年度にいっせいに進めるのですか。計画によっては、早めることは可能ですか。

事務局：府中市は福祉の総合的な計画として福祉計画を策定していますが、それぞれの自治体ごとに計画期間や立てる時期は異なります。ただし、介護保険事業計画や障害福祉計画は 3 年間ごとの計画と法令に定められているので開始時期も決まっていますので他市と同じです。中身については、自治体ごとに違っておりますが、介護保険事業計画や障害福祉計画については大体同じです。

委員：府中市は他の自治体に比べて早いのではないですか。

事務局：期間の捉え方により異なります。今回は計画期間が 6 年ですが、以前は期間が 5 年

ということもあるし、3年間ということもあり、6年間といっても他の計画の終了の時期に合わせるということもあります。

会長：詳しくは、第1章の4～5ページを開いて見てもらえればわかるのではないのでしょうか。介護保険事業計画と障害福祉計画は3年でやりなさいということですが、あとはどこの自治体でも3～5年をめぐりに計画をつくっているようです。計画は実行してアセスメント、最後に確認することが大事だと思います。

会長：パブリックコメントでいろいろ出されていますが、50ページを開いてください。資料2の6番目に地域コーディネーターが出ていますが、問題解決型というか世話役を想定していますが、民生委員なのかそれとも別な形ですか。事務局、地域コーディネーターの具体的なイメージはいかがですか。

事務局：民生委員は確かに地域の相談役として日々活動しております。また社会福祉協議会の方も同様に地域に入りましていろいろな活動していらっしゃいます。資源を活用するという意味ではこれらの方を含めるのかなという感じはしています。ただ、これらの方だけではなく、もうひとつ別なイメージを加えたものが地域コーディネーターということになります。地域には実情に応じて相談等されている方がいらっしゃるので、地域の資源を活用していきたいと考えています。

委員：平成16年から社会福祉協議会のまちづくり推進委員をしています。小地域懇談会の席で、民生委員の方から「町会のことについて何をやったらいいのか」という意見が出ました。民生委員は自分たちで活動していて、町会とは関わりがなく、別個のものだという人もおられます。地域コーディネーターには、民生委員の場合は、地域に関係のある方を選ぶ必要があります。

会長：地域コーディネーターは、地域に密着した方を選ぶことになると思います。

委員：私はそうは思いませんが、人によって温度差があるのでしょうか。民生委員のなかでは積極的に地域と関わるように話しています。ただ、ある自治会長さんの話では、あいさつにも来ない人もいるということですので一概には言えません。

委員：私の認識ですと、国による地域コーディネーターの役割はまだ決まっていないようです。住民参加によるコミュニティーワークとソーシャルワークをひとつにとらえてどう位置づけるか、検討課題として市は具体的なイメージを考えなければならない。これからは地域コーディネーターが要になる役割と考えられます。地域コーディネーターが地域包括支援センターの人材とどうリンクするのも含めて今後の課題です。

会長：地域コーディネーターは、これからの地域福祉のあり方に関する研究会のなかで出てきているものです。いろいろな角度から、各区市町村が一番得意なシステムを作りなさいということでやっていることですので、是非検討していただきやっていただきたいと思います。確認も含めてご意見等はございますか。

委員：67ページの(4)多様な人材の育成・確保のところ、「専門的な人材の確保」とありますが、保健福祉に関わる人材確保が厳しく、抜本的に後押ししていかないといけない状況にあります。府中市でも人材育成センターで様々な取組みを行っていますが、今はボランティアコーディネーターの記述で終わってしまっていますので、

踏み込んでフォローしてほしいと思います。

会長：保健福祉の世界はものすごく人材不足で、大学をみても軒並み福祉の希望者が少なくなっています。なぜかという介護関係も含めて 3Kと言われるような職場になっておりまして、その点も含めて行政が何らかの手を打って欲しいと思いますが、その辺いかがでしょうか。国の政策もあります。

事務局：市も大変厳しいと承知しておりますが、どう施策に反映していくか、総合的な判断が必要です。東京都や国へ声を出していきつつ、市としても何らかの施策や展開をしていかなければならないと思っております。千代田区では施設職員の家賃補助を凶っているようですが、このように現段階で具体的に何をするとはいえませんが、市としても力をいれていきたいことは表現を工夫していきたいと思っております。

会長：その辺も含めて対応していただければと思います。

委員：今後のスケジュールは。

事務局：今後は、福祉計画案にいただいたご意見やパブリックコメントの内容を反映し、精査して修正すべきところは修正していきます。それを審議会にかけまして、決定しましたら、2月に市長に報告し、市の計画として決定しましたら議会に報告し、4月から推進に向けて動くということになります。

委員：再度、審議会で計画案を検討する機会はあるのですか。

事務局：今日の意見を反映したものをお送りし、再度修正があれば修正していきたいと思っております。

会長：今日はパブリックコメントと内容の確認とご意見をいただきました。この後は、今日の意見を反映して修正したものの確認になります。2月下旬に決定して4月から動くということになります。高齢者や障害者の計画もありますので、連携を取りながら決めていくことになります。ほかにありますか。

委員：地域コーディネーターについてですが、民生委員がだいたい町内に2人とすると、地域コーディネーターを町に2~3人置くとして予算はどうするのですか。また、高齢者は重度化して介護度が上がっています。ヘルパーやケアマネジャーは足りているのですか。

事務局：全国的にみてもケアマネジャーは厳しい状況にあります。価格的にはぎりぎりですが事業が停滞しているところはないようです。ただ出入りがありますので、辞めても補充しているのでつながってはいますが、育てるという意味ではなかなか厳しい状況です。府中市も同じような状況ですが、悲鳴を上げている状況にはいたっていないようです。

人員については、辞めていても補充しているし、足りなくて市民から苦情が来るようなことはないようです。あまり数に変化がないということのようです。

委員：民間のケアマネジャーは市役所からくるのですか。地域包括支援センターから派遣されてくるのですか。

事務局：法律上介護予防プランは地域包括支援センターのケアマネジャーがたてるのですが、府中市の場合、市役所内に1か所しかないので市の職員でケアマネジャーの資格を持った者が訪問することになります。地域包括支援センターは、来年度3か所に増

やす計画ですが、その場合は社会福祉法人の職員が訪問することになります。

会長：私も東京都でケアマネジャーの研修を担当していますが、5万人近く合格者はいるのですが、そのうち実労でやっているのは2割程度と言われていています。制度が変わって5年間に1度研修を受けないと資格をはく奪されることになっていますが、ほとんどの人は将来はやろうと言っています。

いずれにせよ、地域コーディネーターはこれから論議していただいて、地域により密着した方でコーディネートできる方の育成等、いろいろ配慮してほしいと思います。

それではこの資料をもう一度読んでいただいて、最後の修正の場面になると思いますので、確認をしながら次回やりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。ではその他に進みます。

(3) その他

委員：次回はいつごろになりますか。だいたいいいです。

事務局：できれば12月中に開催したいと考えております。

会長：年末に近いので早めに連絡をお願いします。ほかにありますか。

委員：233ページの調査の概要のところに身体障害者手帳所持者が2,100人とあります。そのうちろうあ者と難聴者の数を教えてください。高齢者で聞こえない人もいると思います。

会長：事務局、よろしくをお願いします。

事務局：ご指摘の2,100人は、手帳所持者の中からアンケート調査を実施した人数です。市の状況は162ページをみてください。平成16年～19年までの全体像と級別の%による内訳が掲載されております。平成19年度では全体7,014人ですが内訳はわからないので、内訳については後ほどお知らせいたします。

委員：よろしくをお願いします。

会長：後で調べて報告するというごことをお願いします。

それでは、次回、計画を読んでいただいて最終的なコメントになりますのでよろしくお願いいたします。本日はこれで閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

以上

